

令和 8 年 4 月 守口市教育委員会定例会

○日 時 令和 8 年 4 月 2 0 日 (月)
午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 0 1 分

○場 所 守口市役所 6 階 教育委員会会議室

○出席者

教育委員

教育長職務代理者 杉 岡 佐 緒 理

委 員 中 野 澄

事務局等

学校教育監	棹本 達也	教育部長	高橋 幸司
教育部次長兼保健給食課長	瀬尾 邦雄	教育総務課長	酒田 宗利
学校教育課長	中西 崇介	教育センター長	間宮 大輔
教育総務課参事	水野 敦夫	学校教育課参事	森尾 輝義
教育総務課長代理	巽 陽子	学校教育課長代理	山口 喜孝
保健給食課長代理	西山 將司	教育総務課主幹	鮎谷 尚
教育総務課主幹	鈴木 彰太	学校教育課主幹	赤城 敬二
教育総務課主任	藤本 智	保健給食課主任	光田 明芳

○付議事件

議案第 1 3 号	義務教育学校「八雲学園」の校歌について
報告第 4 号	令和 7 年度教育費補正予算についての意見
報告第 5 号	守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
報告第 6 号	守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の廃止について
報告事項 1	令和 8 年度実施 守口市立学校管理職候補者選考について

開会 午後 3 時 3 0 分

○杉岡教育長職務代理者 ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

田中前教育長が 3 月 3 1 日をもって任期満了により退任されたことに伴い、後任の教育長が就任されるまでの間、教育長が不在となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、教育長職務代理者である私が議事を進行させていただきます。

それでは日程第 1、「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会議時間は、午後 3 時半から 5 時半までの 2 時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、会議時間は午後 5 時半までの 2 時間といたします。

次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

本日の定例会において傍聴の申請があり、許可しようと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。暫時休憩します。

午後 3 時 3 1 分 休憩

(傍聴人入室)

午後 3 時 3 1 分 再開

○杉岡教育長職務代理者 休憩を閉じ、委員会を再開します。

傍聴人に対しての諸注意を事務局よりお願いします。

○書記 傍聴人におかれましては、既にお渡ししております守口市教育委員会傍聴規則を熟読の上、遵守していただきますようお願いいたします。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 それでは次に、日程第２、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は中野委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第３、議案第１３号、「義務教育学校『八雲学園』の校歌について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○酒田教育総務課長 それでは、議案第１３号、「義務教育学校『八雲学園』の校歌について」、御説明申し上げます。

議案書１ページから３ページまでを御覧いただきますよう、お願いいたします。なお、参考資料として、令和８年３月２６日に、八雲中学校区学校運営協議会から教育委員会に提出された「義務教育学校『八雲学園』の校歌に関する意見書」を議案書４ページから１２ページに添付いたしております。

それでは、議案書２ページから御説明いたします。義務教育学校「八雲学園」の校歌についてということで、１、八雲中学校区学校運営協議会から提出された校歌の作成方法について、でございますが、令和８年３月２６日に八雲中学校区学校運営協議会から「義務教育学校『八雲学園』の校歌に関する意見書」が提出されました。校歌の作成については、「八雲学園」の校歌については、新しい校歌を作成するものとし、作成に当たっては、守口市にゆかりのある人物に依頼し、個人名を明示することを希望する。また、作詞・作曲者の希望としては、作詞は、元守口市立小学校教員、全国的に著名な詩人でさつき学園校歌を作成した、高丸もと子氏に。作曲は、教科書掲載多数「ゴーゴーゴー」等の作曲家であり、さつき学園校歌を作成した、橋本祥路氏に依頼することが好ましいとされています。具体的な作成方針としては、八雲小学校・八雲中学校等、これまでの学校が培ってきた歴史・文化・伝統の継承を基盤とする。義務教育学校としての理念・新校コンセプトを反映し、子供たちが主体的に学び、

未来を切り拓く姿を象徴する内容とする。学年を越えたつながり・地域との協働を表現し、1年生から9年生までが共に歌い、長く親しまれる内容とする。作詞・作曲に当たっては、三校の校歌・校訓・教育理念及びアンケートに示された地域・保護者・教職員・児童生徒の思いを十分に共有した上で制作することを希望されております。

作成方針及び候補者の決定方法については、校歌の在り方については、地域住民・教職員・児童生徒を対象としたアンケートを実施し、広く意見を集約し、その結果を踏まえ、学校運営協議会において複数回の協議を重ね、先述の意見書を提出いただいております。

次に、議案書3ページに参ります。2. 教育委員会事務局での検討といたしまして、まずもって、八雲中学校区においては、学校運営協議会が統合校連絡会の役割を積極的に担っており、中学校区の代表組織として、校名及び校章決定の際にも、地域・学校の意見を集め、候補を選定し、意見書にまとめ、教育委員会に提出していただいていることを前提とし、作成方針及び候補者選定の方法については、校歌の作成方針については、地域から幅広く意見を募り、新しい校歌を作成することを決定しております。また、作詞・作曲者については、著作権・制作費・専門的知見・実績・実現可能性等の観点から客観的な判断が必要ですが、さつき学園での実績がある点を踏まえると、実現可能な範囲で選定されています。方針の採択可否については、新校が地元にも愛され、地域の新たなシンボルとして根づいていくためには、地域の想いは重要であると考えます。その点、校名及び校章に引き続き、地域が主体的に校歌の作成方針及び作詞・作曲者の候補を選定したことは、まさに学校運営協議会の本旨を満たすものであり、本市教育委員会がめざす「地域とともにある学校」の姿にも合致します。教育委員会事務局としては、本意見を尊重し、両氏に対して作曲依頼を行うことは適当であると考えます。加えて、製作費についても、さつき学園の校歌製作を基準として確保すべきものと考えます。なお、製作に当たっては、教育委員会事務局が予算を確保した上で、両氏と業務委託契約を締結しますが、作成方針に従い、引き続き、

学校運営協議会を主体として、地元や子供たちが製作に関わることができるよう定めるとともに、意見の聴取などに必要な期間を確保することといたします。

以上、誠に簡単な御説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉岡教育長職務代理者　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　御説明ありがとうございました。今課長がおっしゃった御説明のとおり、私も拝読いたしましたけども、意見書は非常に主体的で丁寧な協議がなされていたことが分かりました。とても大切なプロセスだと思っておりますので、この説得力のある御意見を踏まえて、先ほどの課長の御説明の事務局の姿勢で進めていっていただければと思います。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　私も中野委員がおっしゃったように、尾崎会長をはじめ、委員の皆様が丁寧に議論され、真摯に向き合い取り組んでおられたという様子が伝わってきました。提出された御意見を採用することに異議はございません。八雲学園を楽しみにしてくださっている皆様の思いが形となり、すばらしい校歌が誕生する日を心待ちにしております。

以上です。

ほかはよろしいでしょうか。

ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第13号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　異議なしと認め、議案第13号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4、報告第4号「令和7年度教育費補正予算についての意見」を議題

といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○瀬尾教育部次長兼保健給食課長 それでは、報告第4号、「令和7年度教育費補正予算についての意見について」御説明を申し上げます。13ページから15ページを御参照いただきますようお願い申し上げます。

本来、議会の議決を得るべき教育予算について意見を申し出ることにつきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第15号により、教育委員会での決定事項でございますが、今般、緊急での対応が必要であったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、令和8年3月31日付で教育長が臨時に代理で決定いたしました。

次に、内容につきまして御説明させていただきます。14ページをお開きください。今回、補正をさせていただく事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付費につきまして、令和7年1月21日に守口市立の中学校グラウンドでの保健体育の授業中、生徒の1人が意識を失い、AEDにて心肺蘇生が行われ、病院への緊急搬送がなされました。この緊急搬送に伴い、病院での適切な処理が行われ、現在は一定回復されておられます。このことにより、日本スポーツ振興センターから障害見舞金1,270万円が令和8年3月31日に給付されたことによりまして、令和7年度中に支払う必要が生じたため、当初予算に不足が生じました。

次に、15ページを御覧ください。補正予算の内容でございますが、見舞金の支払いに対応するため、教育費の歳入及び歳出総額に1,207万1,000円を補正させていただいたものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御報告申し上げ、御承認をいただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。報告第4号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、報告第4号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第5、報告第5号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○酒田教育総務課長 それでは、報告第5号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページから17ページまでを御覧いただきますよう、お願いいたします。

本来、教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項でございますが、発令の日程上、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長が臨時に代理で決定し、17ページに示しておりますとおり、令和8年4月1日付で発令をいたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。報告第5号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、報告第5号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第 6、報告第 6 号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の廃止について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○酒田教育総務課長 それでは、報告第 6 号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の廃止について」、御説明申し上げます。

議案書 18 ページから 19 ページまでを御覧いただきますよう、お願いいたします。

去る令和 7 年 8 月 22 日付、守口市教育委員会訓令第 2 号で設置した学校教育指導監を、人事異動でこのたび空席となったため、令和 8 年 4 月 1 日付で廃止するものです。

こちらにつきましても本来、教育委員会規則の制定につきましては、教育委員会の議決事項でございますが、人事異動の発令の日程上、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項により、教育長職務代理者が臨時に代理で決定し、19 ページに示しておりますとおり、令和 8 年 4 月 1 日付で廃止をいたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。報告第 6 号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、報告第 6 号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、報告事項に移ります。

報告事項 1、「令和 8 年度実施 守口市立学校管理職候補者選考について」の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、令和８年度実施 守口市立学校管理職候補者選考につきまして、御報告いたします。

恐れ入りますが、２１ページ以降の各実施要領を御覧ください。

本実施要領は、大阪府の「小学校、中学校及び義務教育学校校長選考要領」等に基づき、校長、教頭及び指導主事候補者を選考するための目的、資格、選考内容、出願期間及び出願方法等を示したものでございます。本市で実施する選考につきましては、選考対象者の任命権者である大阪府において、８月初旬に行われる１次選考の推薦者を決定するためのものでございます。

２１ページの校長選考実施要領から、２６ページの教頭特別選考実施要領まではお示しのとおり、それぞれの目的等につきまして、府の各要領の内容に準じて定めております。

ここで、昨年度からの大きな変更点を１点お伝えいたします。２２ページ「教頭・指導主事等選考 実施要領」を御覧ください。

今年度実施分より大阪府におきまして、これまでの教頭選考と指導主事等選考が一本化されたことを踏まえ、本市選考においても同様に一本化いたしました。変更の理由といたしましては、学校・市教委事務局双方を含む適材適所の柔軟な異動が可能となること、指導主事が再度教頭選考を受けることなく、学校管理職のキャリア選択が可能となることなどが挙げられております。

なお、選考内容につきましては、教頭としての資質を問う内容で実施することとなっております。

また、令和６年度からは、２３ページにありますとおり、守口市独自で「指導主事特別選考」を設けております。もっと多くの学校現場の先生方に、市教委事務局での業務経験をしてほしいという考えのもと、他の要領とは異なり、「３ 任用期間等」にお示しのとおり、「原則３年間」という任用期間を明記いたしました。

今後、各校のミドルリーダーとしても活躍を期待したい人材が、指導主事としての

業務に当たりながら市全体を見る視点を持つことは、後に本人だけでなく、各学校においても大いに役立つものになると考えております。

ただ一方で、「一度市教委に行くと、長期化してしまう例があり、ひいては、その多くが管理職として現場に戻ることになるため、なかなか手を挙げてもらいにくい」というような校長先生方の声を耳にしたこともございました。この指導主事特別選考を設けることにより、これまで以上に広く応募者を募り、管理職や指導主事の人事についても活性化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、各要領の「3 選考」にあります実施日時についてでございますが、面接及び筆答試験ともに6月1日月曜日から5日金曜日のいずれかの午後に実施する予定としております。教育委員の皆様には、現在面接試験の日程調整をさせていただいているところではございますが、今年度も何とぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

正式な通知につきましては、5月11日月曜日の願書締切日以降、速やかにお示しさせていただく予定としております。

以上、簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますか。

○中野委員 21ページの校長選考の御説明で、2、資格の「(3)教頭又は指導主事若しくはこれに準ずる職の者」ということでいうと、教頭をしなくても指導主事をしていたら、校長になるということですか。それとも、その役職がある程度指導主事の上でも校長級になればとか、何かそういうことがあるのですか。

○赤城学校教育課主幹 教育委員会で指導主事をしておりましたら、基本的には課長級の役職にある者は、校長選考を受ける資格があるとされています。ただ、協議によって課長代理であったり、そういう役職も受けることが可能となっております。

以上です。

○中野委員　先ほどありました２３ページの指導主事の特別選考で、先ほど御説明があったように、指導主事になるとその後管理職になってという感じですけど、私は仕事柄他府県のいろいろな指導主事の方ともお付き合いがありますけど、教員に戻ることも不自然ではない地域もあることを思えば、これはすごくいい制度だなというふうに思います。府内でこういうことをやっておられる市はほかにあるのでしょうか。

○赤城学校教育課主幹　大阪府下の状況は把握しておりません。ただ、特にアンケートを採ったり聞いたりはしていないのですけども、こういった原則３年間で戻す制度というところはあまり聞いたことがございませんので、多くの市ではやっていないであろうと推測します。

○中野委員　なかなかいい発想で、教育委員会事務局のいろいろな仕事を期間限定で御経験されて学校現場に戻られることは、随分その先生の視野も広げるでしょうし、逆に、学校現場の状況を何らかの形で教育委員会事務局に伝えられるのではないかなと期待しているのですけれど、なぜこの選考に立候補する方がおられないのか、そのあたりの分析は何かありますか。

○赤城学校教育課主幹　一つは、周知として校長会を通じてしっかりと目的をもう一回説明して、校長先生方が学校の現場の先生方にしっかりと伝えていただくということ。

あとは、この制度によらず、ここ数年教諭として、もしくは指導教諭として現場に戻って活躍されている元指導主事の方も複数名おられるというところで、この制度に頼らずともそういう気持ちで指導主事を受けようという方も一定数おられることかと思っております。

以上です。

○中野委員　今の後半の御説明ですけど、この制度によらなくても現場に戻って教員を続けている方がいらっしゃるということですので、この制度はそもそも何が違うのですか。

○赤城学校教育課主幹　先ほどの説明で指導教諭に戻られているという方は、この守口市の教育の人事によって、指導主事がこれだけ受けられたから現場に一定数戻る必要があるとかというふうな、そういった中で戻られている方というふうに認識しております。ただ今回、この原則３年間というところの選考を受けられた方に関しては、必ず３年たてば、自分は戻って教諭等として活躍する意向であるというところが保証されているというところが大きく違うところかなというふうに考えております。

以上です。

○中野委員　今の御説明でよく分かりました。当然どなたかが一度選考されて、こういう形で教育委員会の事務局のことを知るということは有益だというようなことが証明できればと思うのですが、先ほど赤城主幹からもう少し何か違う形でのアピールというか、少しPR不足ではないかということなので、そのあたりを例えば研修の中などで少しアナウンスを強めていただいて、ぜひとも新たな教育委員会事務局と学校との一つのつながるシステムということで、何か進めていただければ非常にありがたいかなというふうに思っております。

○杉岡教育長職務代理者　私からも質問ですが、この教頭・指導主事選考が今年度に一緒になったということで、何か新たな懸念じゃないですけど、そういったものがあるかどうか教えていただけますか。

○赤城学校教育課主幹　今のところ、一緒になったことによる懸念というのは、教育委員会としては特に考えてはおりません。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　先生方にとっては魅力的な変更になるのでしょうか、教えてください。

○赤城学校教育課主幹　これまでですと、指導主事試験を受け、その後に教頭試験を受けるというところで、やはり特に試験を受けるというところに大きなハードルというのはどうしても感じざるを得ないというところはあるかと思うのですが、そ

これを一本化されたことによって、教頭の資質ということをしつかり問う中で指導主事としても活躍できるというところ、そこは教職員の皆様にとっても心理的な負担というのは和らぐのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問はよろしいでしょうか。

本日の日程は以上でございます。

それでは、本日の定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 0 1 分